「商品概要説明書」の目次 (預金編)

スーパー定期(単利型)・・・・・・	•	·[預-1]
スーパー定期(複利型)・・・・・・	•	·[預-2]
大口定期預金・・・・・・・・・・・	•	·[預-3]
期日指定定期預金・・・・・・・・・	•	·[預-4]
変動金利定期預金(単利型)・・・・・	•	・[預-5]
変動金利定期預金(複利型)・・・・・	•	•[預-6]
普通預金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	·[預-7]
貯蓄預金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•[預-8]
通知預金・・・・・・・・・・・・・	•	•[預一9]
納税準備預金・・・・・・・・・・・		
定期積金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	・[預-11]
消費税専用スーパー定期積金(おさめるくん)	•	·[預-12]
決済用預金(普通預金無利息型)・・・	•	· [預-13]
年金受給者専用定期預金「ふれ愛」	•	•[預-14]
当座預金・・・・・・・・・・・・・・・	•	·[預-15]
総合口座・・・・・・・・・・・・・	•	· [預-16]
退職金専用定期預金「セカンドライフ」	•	·[預-17]
後見制度支援預金・・・・・・・・	•	「預−18」

釧路信用金庫

スーパー定期 (単利型)

	行相 5 年 12 月 1 日現任
1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 <m.型>[単利型]</m.型>
	スーパー定期 預入金額 300 万円未満
	預入金額 300 万円以上
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・定型方式···1 カ月、3 カ月、6 カ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年
31,7711.13	・満期日指定方式…1 カ月超 5 年未満
	・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)
	の取扱いができます。
4. 預入	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・スーパー定期 100 円以上 300 万円未満
(2)]貝/(並)	300 万円以上
 (3)預入単位	• 1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息	
(1)適用金利	・固定金利
	・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。
	・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
(a) (411) 土地 (((古古)	
(2)利払方法(頻度)	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。
	預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日
	までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割
	して支払います。
	なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその
	中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計
	算します。
(3)計算方法	/ (4) 以 (4) 全 4
	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・個人の利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。
	(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息に
	は復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方
	税 5%) の税金がかかります。
- Net dat	・法人は総合課税となります。
8. 手数料	to L
9. 付加できる	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。
特約事項	(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率)
	・障害者等としてのマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利
取扱い	率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息と
	ともに支払います。
	なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算
	します。
11. 金利情報の	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
入手方法	

12. リスクに関す	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金
る事項	合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。
	弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問
	い合わせください。
14. その他参考と	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により
なる事項	計算します。

中途解約利率表

自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期]

令和2年5月12日現在

			[37] H	
預入期間	[定型方式]	[定型方式]	[定型方式]	[定型方式]
	1ヵ月 3ヵ月 6ヵ月	3年	4年	5年
	1年 2年			
	[満期日指定方式]	[満期日指定方式]	[満期日指定方式]	
	1ヵ月超3年未満	3年超4年未満	4年超5年未満	
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
4年以上5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%

(注) 小数点第4位以下切捨て

[※]上記で計算した利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を 適用します。

釧路信用金庫

スーパー定期 (複利型)

1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金 <m.型>[複利型]</m.型>
	スーパー定期 預入金額 300 万円未満
	預入金額 300 万円以上
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・定型方式…3 年、4 年、5 年
	・満期日指定方式…3年超5年未満
	・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)
	の取扱いができます。
4. 預入	let are a
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・スーパー定期 100 円以上 300 万円未満
(0) 至 1 片 1	300 万円以上
(3)預入単位	• 1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息	
(1)適用金利	・固定金利
	・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。
(a) TUH + H	・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
(2)利払方法	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算。
7. 税金	・利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。
	(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には
	復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)
a - 7 16/ 1/0/	の税金がかかります。
8. 手数料	
9. 付加できる	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。
特約事項	(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率) 除ま者な トレスのマル原の取扱いができます。
10 + \\ \A#7\\\-10 = + \\	・障害者等としてのマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利率
取扱い	および預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した中途 解約利息とともに支払います。
11 人工以本土口の	
11. 金利情報の	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
入手方法	
12. リスクに関す	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合
る事項	計で元本1千万円までとその利息が保護されます。

13. 苦情処理措置・	• 苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時
紛争解決措置		~17 時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。
	・紛争解決措置	東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03-3581
		-0031)、第一東京弁護士会 $(10:00\sim12:00、13:00\sim16:00$
		電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30~12:00、13:
		00~17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札
		幌弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:011-
		251-7730) の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可
		能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上
		記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03
		-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、
		電話 011-221-3273) までお申し出ください。また、お客様か
		ら、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
		なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各
		地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様の
		アクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会と
		テレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法
		(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決す
		る方法 (移管調停) ―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、
		当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせく
		ださい。
14. その他参考と	・満期日以後の	利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計
なる事項	算します。	

中途解約利率表

自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期]

令和2年5月12日現在

預入期間	[定型方式]	[定型方式]	[定型方式]	[定型方式]
	1 ヵ月 3 ヵ月 6 ヵ月	3年	4年	5年
	1年 2年 [満期日指定方式] 1ヵ月超3年未満	[満期日指定方式] 3 年超 4 年未満	[満期日指定方式] 4 年超 5 年未満	
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
4年以上5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%

(注) 小数点第4位以下切捨て

[※]上記で計算した利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を 適用します。

釧路信用金庫

大口定期

	つれ3年12月1日現代
1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金<大口定期>
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・定型方式…1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年
	・満期日指定方式…1 カ月超 5 年未満
	・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金
	継続)の取扱いができます。
4. 預入	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・1,000 万円以上
(3)預入単位	・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息	
(1)適用金利	・固定金利
	・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。
	・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
(2)利払方法(頻度)	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。
	預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応
	当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以
	後に分割して支払います。
	なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から
	その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)
	により計算します。
(3)計算方法	
	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。
,,	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利
	息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税
	15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
	・法人は総合課税となります。
8. 手数料	なし
9. 付加できる	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。
特約事項	(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率)
10. 中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解
取扱い	約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解
	約利息とともに支払います。
	なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を
	清算します。
11. 金利情報の	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
入手方法	
12. リスクに関する	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象
事項	預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。

13. 苦情処理措置·	• 苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務
紛争解決措置		部 (9 時~17 時、電話: 0154-23-9020) にお申し出くださ
	(a) 6- 6 3-1. [H. 177]	V),
	•紛争解決措置	東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03
		-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00~12:00、13:
		00~16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会
		(9:30~12:00、13:00~17:00 電話:03-3581-2249)
		の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、
		13:00~16:00 電話:011-251-7730) の紛争解決セ
		ンターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を
		希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若し
		くは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517
		-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、
		電話 011-221-3273) までお申し出ください。また、お
		客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも
		可能です。
		なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以
		外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、
		①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、
		東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で
		紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士
		会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)―もあり
		ます。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しく
11 7 0 11 4 4 7	V#-140 - 01/2 - 4	は全国しんきん相談所にお問い合わせください。
14. その他参考と	., ., ,	刊息は、解約日または書替継続日における普通預金利率に
なる事項	より計算しまっ) •

中途解約利率表

自由金利型定期預金(大口定期)

令和元年6月24日現在

- (1) 預入日の1ヵ月後の応答日の前日までに解約する場合。 次のA・BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下切捨て。ただ し、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、0%を除く、最 も低い利率。
 - A. 解約日における普通預金の利率
 - B. 約定利率-約定利率×30%

(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)

C. 約定利率-

預入日数

(2) 預入日の1ヵ月後の応答日以降に解約する場合。

次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下切捨て。ただし、Bの算式によ り計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、0%を除く、いずれか低い利率。 A. 約定利率-約定利率×30%

(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)

B. 約定利率-

預入日数

(注) 基準利率については、窓口でおたずねください。

釧路信用金庫

期日指定定期預金

 1. 商品名(愛称) ・期日指定定期預金 2. 販売対象 ・個人のみ ・最長3年 (据歴期間1年) ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の目を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヵ月前までに通知が必要です。 ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 ・ 100円以上300万円未満(3)預入単位 ・ 17単位 ・ 100円以上300万円未満(3)預入単位 ・ 17単位 ・ 17単位		17年3年12月1日発生
3. 期間 ・最長3年(据置期間1年) ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヵ月前までに通知が必要です。 ・行入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 4. 預入(1)預入方法(2)預入金額(3)預入単位 ・一括預入・100円以上300万円未満・100円以上300万円未満・11円単位 ・100円以上300万円未満・11円単位 5. 払戻方法(1)適用金利・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1. 商品名(愛称)	・期日指定定期預金
- 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年経過後から 3 年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は 1 ヵ月前までに通知が必要です。	2. 販売対象	・個人のみ
までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は 1 ヵ月前までに通知が必要です。 ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 5. 私戻方法 6. 利息 (1) 適用金利 ・ 満期日以後に一括して払戻します。 6. 利息 (1) 適用金利 ・ 通知との店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 清期日以後に一括して支払います。 ・ (2) 利払方法 (3) 計算方法 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。 7. 税金 ・ 利息には20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。 8. 手数料 な し 9. 付加できる特約事項 ・ 管書者等としてのマル優の取扱いができます。 (貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率)・障害者等としてのマル優の取扱いができます。 ・ 満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 ・	3. 期間	・最長3年(据置期間1年)
知が必要です。		・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年
- 預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元 利金継続)の取扱いができます。 4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 5. 払戻方法 6. 利息 (1) 適用金利 (1) 適用金利 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (3) 計算方法 (3) 計算方法 (3) 計算方法 (3) 計算方法 (3) 計算方法 (4) 利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。 (5) 不規金 (5) 不規金 (6) 不規定は20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます)※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(体だし、マル優を利用の場合は除きます)※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (金銭利本のよう) できる特約事項 (金銭利本のよう) できるする日割計算で、1年毎の複利計算。 (金銭利本のよう) でだし、マル優を利用の場合は除きます。(金銭利金が設定することができます。(金銭利金が設定することができます。) 金利は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・ に、金利情報の取扱いができます。 (金銭利本のよう) でき解約利率表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 (金利情報の入手方法) ・ 金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 (1) 預金保険制度の対象商品であり、1 預金者あたり決済用預金以外の対象預金		までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は 1 ヵ月前までに通
利金継続 の取扱いができます。 4. 預入		知が必要です。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 ・100 円以上 300 万円未満 ・1 円単位 ・ 満期日以後に一括して払戻します。 6. 利息 ・ 適定金利 (1) 適用金利 ・ 適定金利 ・ 資入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 清期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。 7. 税金 ・ 利息には20% (国税15%、地方税5%)の税金がかかります。		・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元
 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 100円以上300万円未満		利金継続)の取扱いができます。
 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 100円以上300万円未満	4. 預入	
(3) 預入単位 ・		一括預入
5. 払戻方法 ・満期日以後に一括して払戻します。 6. 利息 (1)適用金利 ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。・ ・	(2)預入金額	・100 円以上 300 万円未満
 6.利息 (1)適用金利	(3)預入単位	・1 円単位
 6.利息 (1)適用金利	5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。 7. 税金 ・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 8. 手数料 な し ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。	6. 利息	
(2) 利払方法 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 (3) 計算方法 ・ 荷利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。 7. 税金 ・ 利息には20% (国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます)※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 8. 手数料 な し 9. 付加できる特約事項 ・ 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率)・障害者等としてのマル優の取扱いができます。 10. 中途解約時の取扱いができます。 ・ 満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 11. 金利情報の入手方法 ・ 金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 12. リスクに関する ・ 預金保険制度の対象商品であり、1 預金者あたり決済用預金以外の対象預金	(1)適用金利	・固定金利
 (2)利払方法 (3)計算方法		・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。
 (3)計算方法 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。 7. 税金 ・利息には20% (国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 8. 手数料 な し 9. 付加できる特約事項 ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率)・障害者等としてのマル優の取扱いができます。 ・適期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 11. 金利情報の入手方法 12. リスクに関する ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金 		・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
 7. 税金 ・利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。 8. 手数料 な し 9. 付加できる特約事項 (貸越利率は担保定期預金の「2 年以上」の約定利率に 0.5%上乗せした利率)・障害者等としてのマル優の取扱いができます。	(2)利払方法	・満期日以後に一括して支払います。
(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。 8. 手数料 9. 付加できる特約事項 ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の「2 年以上」の約定利率に 0.5%上乗せした利率)・障害者等としてのマル優の取扱いができます。 ・満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 ・金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 11. 金利情報の入手方法 ・預金保険制度の対象商品であり、1 預金者あたり決済用預金以外の対象預金	(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。
 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。 8. 手数料 なし 9. 付加できる特約事項 ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の「2 年以上」の約定利率に 0.5%上乗せした利率)・障害者等としてのマル優の取扱いができます。 10. 中途解約時の取扱いができます。 ・満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 11. 金利情報の入手方法 ・金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 12. リスクに関する ・預金保険制度の対象商品であり、1 預金者あたり決済用預金以外の対象預金 	7. 税金	・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。
は復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。 8. 手数料		(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
 税 5%)の税金がかかります。 8. 手数料 9. 付加できる特約事項 ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に 0.5%上乗せした利率)・障害者等としてのマル優の取扱いができます。 10. 中途解約時の取扱いができます。 ・満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 11. 金利情報の入手方法 12. リスクに関する・預金保険制度の対象商品であり、1 預金者あたり決済用預金以外の対象預金 		※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息に
8. 手数料 な し 9. 付加できる 特約事項 ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に 0.5%上乗せした利率)・障害者等としてのマル優の取扱いができます。 10. 中途解約時の 取扱い ・満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 11. 金利情報の 入手方法 ・金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 ・金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。		は復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方
 9. 付加できる 特約事項 (貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率)・障害者等としてのマル優の取扱いができます。 10. 中途解約時の 取扱い ・満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 11. 金利情報の 入手方法 12. リスクに関する ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金 		税 5%) の税金がかかります。
特約事項	8. 手数料	なし
 ・障害者等としてのマル優の取扱いができます。 10. 中途解約時の 取扱い ・満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利 率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 11. 金利情報の 入手方法 12. リスクに関する ・預金保険制度の対象商品であり、1 預金者あたり決済用預金以外の対象預金 	9. 付加できる	
10. 中途解約時の 取扱い ・満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 11. 金利情報の 入手方法 ・ 金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	特約事項	(貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に 0.5%上乗せした利率)
取扱い 率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 11. 金利情報の入手方法 12. リスクに関する ・預金保険制度の対象商品であり、1 預金者あたり決済用預金以外の対象預金		・障害者等としてのマル優の取扱いができます。
途解約利息とともに支払います。 11. 金利情報の 入手方法 12. リスクに関する ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金	10. 中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利
11. 金利情報の 入手方法 ・強利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 12. リスクに関する ・預金保険制度の対象商品であり、1 預金者あたり決済用預金以外の対象預金	取扱い	率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した中
入手方法 12. リスクに関する ・預金保険制度の対象商品であり、1 預金者あたり決済用預金以外の対象預金		
12. リスクに関する ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金		・金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
ナボート・ハー・ステアル・トゥッグ中かりませんという		
事項 合計で元本1十万円までとその利息が保護されます。	事項	合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。

13. 苦情処理措置・紛争解決措置	●苦情処理措置 ●紛争解決措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時~17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問
		が合わせください。
14. その他参考となる事項	計算します。	到息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により がないときは最長預入期限が満期日となります。

中途解約利率表期日指定定期預金

令和2年5月12日現在

預入期間が6ヶ月未満	解約日の普通預金利率
預入期間が6ヶ月以上1年未満	預入時の2年以上の利率×40%
預入期間が1年以上1年6ヶ月未満	預入時の2年以上の利率×50%
預入期間が1年6ヶ月以上2年未満	預入時の2年以上の利率×60%
預入期間が2年以上2年6ヶ月未満	預入時の2年以上の利率×70%
預入期間が2年6ヶ月以上3年未満	預入時の2年以上の利率×90%

(注) 小数点第4位以下切捨て

※上記で計算した利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を 適用します。

釧路信用金庫

変動金利定期預金(単利型)

	令和 5 年 12 月 1 日現任	
1. 商品名 (愛称)	・変動金利定期預金<単利型>	
2. 販売対象	・法人、個人	
3. 期間	・定型方式…1 年、2 年、3 年	
	・満期日指定方式…1年超3年未満	
	・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)	
	の取扱いができます。	
4. 預入		
(1)預入方法	- 一括預入	
(2)預入金額	• 100 円以上	
(3)預入単位	- 1 円単位 - 1 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。	
	・個別日以後に一拍して仏房しまり。	
6. 利息	☆ 香木 人 壬川	
(1)適用金利	・変動金利	
	・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日	
	から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金 <m型>6ヵ</m型>	
	月もの(ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上の預金については	
	自由金利型定期預金 6 ヵ月もの)を指標金利とした利率設定方法により適用	
	利率を変更します。	
	・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。	
	<利率設定方法>	
	変動金利定期預金の適用利率=基準指標金利+上乗せ金利	
	<基準指標金利	
	お預け入れ金額 基準となる指標金利 の エアトボン の カート ヘイルディー・ ウェー・ ウェー・ ウェー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロ	
	300 万円未満 自由金利型定期預金 (スーパー定期 300 万円未満) 6 か月もの利率 300 万円以上 自由金利型定期預金 (スーパー定期 300 万円以上) 6 か月もの利率	
	1,000万円以上 自由金利型定期預金 (大口定期預金) 6 か月もの利率 1,000万円以上 自由金利型定期預金 (大口定期預金) 6 か月もの利率	
	1,000 万円以上 日田並利主足朔頂並 (八日足朔頂並) 0 かろ 5 0 利平 <上乗せ金利の値>	
	お預け入れ期間ごとに設定する当金庫所定の利率で、窓口でお知らせします。	
	(上乗せ金利の値は変更されることがありますが、一旦ご契約いただいた預金	
	については満期日までは変更いたしません)	
(2)利払方法(頻度)	 ・中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 ヵ月毎	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。	
	・なを、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその	
	中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率「利率を変更した	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	ときは変更後の利率]×70%) により計算します。	
(3)計算方法	 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。	
7. 税金		
1. 你並	・個人の利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただ) マル原な利用の担合は除きます)	
	(ただし、マル優を利用の場合は除きます)	
	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息に 対復開告問訴得税が追加課税されてため、20.2150/(同税15.2150/)地土	
	は復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方	
	税5%)の税金がかかります。	
8. 手数料	・法人は総合課税となります。	
I () 14 789-216 T	なし	

	And the first time and t
9. 付加できる	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸
特約事項	越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率)
	・障害者等としてのマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および中
取扱い	途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息ならびに
以仅,	解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および
	別表の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息の合計額(中途解
	約利息)とともに支払います。
	・なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算
	します。
11. 金利情報の	・金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
入手方法	
12. リスクに関する	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金
事項	合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。
13. 苦情処理措置·	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時~
紛争解決措置	17 時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。
初于胜久1日巨	●紛争解決措置 東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03-3581
	-0031)、第一東京弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電
	話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30~12:00、13:00
	~17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁
	護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:011-251-7730)
	の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利
	用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは
	全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)、北
	海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話 011-221-3273)
	までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接
	お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地
	のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアク
	セスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ
	会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調
	(現場の 停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移
	管調停) —もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務
14 7.の仏名本1	部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
14. その他参考と	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により
なる事項	計算します。

中途解約利率表 変動金利定期預金

令和2年5月12日現在

	节相4年3月14日先任
[定型方式] 1年、2年 [満期	日指定方式] 1年超3年未満
預入期間が6ヵ月未満	解約日の普通預金利率
預入期間が6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%
預入期間が1年以上3年未満	約定利率×70%
[定型方式	3 年
預入期間が6ヵ月未満	解約日の普通預金利率
預入期間が6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%
預入期間が1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%
預入期間が1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%
預入期間が2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%
預入期間が2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×90%

(注) 小数点第4位以下切捨て

[※]上記で計算した利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を 適用します。

釧路信用金庫

変動金利定期預金(複利型)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1. 商品名(愛称)	・変動金利定期預金<複利型>
2. 販売対象	個人のみ
3. 期間	• 3 年
,,,,,	・預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入	30 - 4 - 1 - 5 H -
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	• 100 円以上
(3)預入単位	- 100 F 155 上 - 1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
	・ 個別日以後に一拍して払戻しより。
6. 利息	本もなり
(1)適用金利	• 変動金利
	・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日か
	ら 6 ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金 < M 型 > 6 ヵ月
	もの(ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上の預金については自由
	金利型定期預金6ヵ月もの)を指標金利とした利率設定方法により適用利率を
	変更します。
	・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	<利率設定方法>
	変動金利定期預金の適用利率=基準指標金利+上乗せ金利
	< 基準指標金利 >
	お預け入れ金額 基準となる指標金利
	300 万円未満 自由金利型定期預金(スーパー定期 300 万円未満) 6 か月もの利率
	300 万円以上 自由金利型定期預金(スーパー定期 300 万円以上)6 か月もの利率
	1,000 万円以上 自由金利型定期預金(大口定期預金)6 か月もの利率 <上乗せ金利の値>
	本預入れ期間ごとに設定する当金庫所定の利率で、窓口でお知らせします。(上
	乗せ金利の値は変更されることがありますが、一旦ご契約いただいた預金につ
	いては満期日までは変更いたしません)
	「「は何知日までは多丈いだしません」
(1) 4111 1 11 (1 2 1 1)	WHO DIWN TO ATTACK
(2)利払方法(頻度)	
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算。
7. 税金	・利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります。
	(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には
	復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)
	の税金がかかります。
8. 手数料	なし
9. 付加できる	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。
特約事項	(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率)
14/14/4	・障害者等としてのマル優の取扱いができます。
 10. 中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利率
取扱い	および預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した中途
4X1/X V	解約利息とともに支払います。
11 分判は却の	・金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. 金利情報の	- * 並利は頂部側入刊りの並利衣小小一下よだは窓口へこ思云ください。
入手方法	マストロの利用中の基本では、マストメントを生み口が入れるとなって、ヘ
12. リスクに関す	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合
る事項	計で元本1千万円までとその利息が保護されます。

13. 苦情処理措置・	●苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時
紛争解決措置		~17 時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。
	●紛争解決措置	東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03-3581
		-0031)、第一東京弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00
		電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30~12:00、13:
		00~17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札
		幌弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:011-
		251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可
		能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上
		記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03
		-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、
		電話 011-221-3273) までお申し出ください。また、お客様か
		ら、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
		なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各
		地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様の
		アクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会と
		テレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法
		(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決す
		る方法 (移管調停) ―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、
		当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせく
		ださい。
14. その他参考と	・満期日以後の和	刊息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計
なる事項	算します。	

中途解約利率表変動金利定期預金

令和2年5月12日現在

[定型方式]	3年
預入期間が6ヵ月未満	解約日の普通預金利率
預入期間が6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%
預入期間が1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%
預入期間が1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%
預入期間が2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%
預入期間が2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×90%

(注) 小数点第4位以下切捨て

[※]上記で計算した利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を 適用します。

釧路信用金庫

普通預金

	, n , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1. 商品名	・普通預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入	
(1)預入方法	・随時預入
(2)預入金額	・1 円以上
(3)預入単位	・1 円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息	
(1)適用金利	・変動金利
	・毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2)利払方法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を
7 1	365 日とする日割計算。
7. 税金	・ 個人の利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。
	(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税
	おには復興行列列 特税が垣加味祝されるため、20.313% (国代
	・ 法人は総合課税となります。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定
0. 1 3011	に定める手数料を徴求します。(詳しくは「手数料一覧表」をご覧下さい)
9. 付加できる	・個人のものは、「総合口座」の取扱いができます。
特約事項	(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%、担保定期積金の約定利回
	りに 1.0%上乗せした利率)
	・障害者等としてのマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の	
取扱い	
11. 金利情報の	・金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
入手方法	
12. リスクに関す	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象
る事項	預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。

	- 11:11:1:	The state of the s
13. 苦情処理措置・	●苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務
紛争解決措置		部(9時~17時、電話:0154-23-9020)にお申し出くださ
·		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	●紛争解決措置	東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03
		$-3581-0031$)、第一東京弁護士会($10:00\sim12:00$ 、 $13:00\sim12:00$
		00~16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会
		$(9:30\sim12:00,13:00\sim17:00$ 電話:03-3581-2249)
		の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、
		13:00~16:00 電話:011-251-7730) の紛争解決セ
		ンターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を
		希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若し
		くは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517
		-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、
		電話 011-221-3273) までお申し出ください。また、お
		客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも
		可能です。
		なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以
		外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、
		①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、
		東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で
		紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士
		会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)―もあり
		ます。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しく
		は全国しんきん相談所にお問い合わせください。
14. その他参考と	・公共料金等の	自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自
なる事項	動受取ができる	ます。

釧路信用金庫

貯蓄預金

	节相3年12月1日先任
1. 商品名	・貯蓄預金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法	・随時預入
(2)預入金額	• 1 円以上
(3)預入単位	• 1 円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息	Mar a to Mar a control of the contro
(1)適用金利	• 変動金利
(2)利払方法 (3)計算方法	・10 万円未満、10 万円以上 30 万円未満、30 万円以上 50 万円未満、50 万円以上 100 万円未満、100 万円以上の 5 段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 ・年 2 回 (3 月、9 月) の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を365 日とする日割計算。
7. 税金	・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。
	(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息 には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、 地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に
	定める手数料を徴求します。(詳しくは「手数料一覧表」をご覧下さい)
9. 付加できる 特約事項	・普通預金との間で資金を移動させる順スウィング(自動振替)サービスの 取扱いができます。・障害者等としてのマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. リスクに関する事項	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。
13. 苦情処理措置・	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部
紛争解決措置	(9 時~17 時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。
	●紛争解決措置 東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03
	-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00~12:00、13: 00~16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30~12:00、13:
	00~16:00 電話:03-3595-8586)、第二泉京弁護工会(9:30~12:00、13:00~17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会
	(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:011-251-7730) の紛争解決セ
	ンターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様
	は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00~17:
	00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、
	電話 011-221-3273) までお申し出ください。また、お客様から、上記弁
	護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁
	もこ利用がただけます。その際には、切ね各様のアクセスに使利な地域の开 護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛
	争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、
	解決する方法(移管調停)―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金
	庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
14. その他参考と	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自
なる事項	動受取はできません。
1	│・ 「総合口座」の取扱いはできません。

釧路信用金庫

通知預金

1. 商品名	・通知預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません。
	・ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
4. 預入	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・10,000 円以上
(3)預入単位	・1 円単位
5. 払戻方法	・随時解約(一括払戻し)できます。
	・ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
6. 利息	
(1)適用金利	・変動金利
	・毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2)利払方法	・解約時(払戻時)に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を 1,000 円とした 1 年を 365 日とする日割計算。
7. 税金	・個人の利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます)
	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利
	息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。
	・法人は総合課税となります。
8. 手数料	なし
9. 付加できる	・障害者等としてのマル優の取扱いができます。
特約事項	
10. 中途解約時の	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算
取扱い	した利息とともに支払います。
11. 金利情報の	・金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
入手方法	
12. リスクに関す	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象
る事項	預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。

13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置

●苦情処理措置

本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時~17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。

●紛争解決措置

東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03 -3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以 外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、 東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で 紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士 会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあり ます。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しく は全国しんきん相談所にお問い合わせください。

釧路信用金庫

納税準備預金

1. 商品名	・納税準備預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入	The latest and
(1)預入方法	・随時預入
(2)預入金額 (3)預入単位	・1 円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
6. 利息	一
(1)適用金利	・変動金利
. , , , .	・毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2)利払方法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365
7 4 人	日とする日割計算。
7. 税金	・利息には税金はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人は※20%の税金(国税15%、地方税5%)がかかり、法人は総合課
	税となります。(ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合
	の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額
	以下のときは所得税はかかりません)
	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息
	には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、
8. 手数料	地方税 5%)の税金がかかります。 な し
	'4 U
9. 付加できる	
特約事項	
10. 中途解約時の	
取扱い	
11. 金利情報の入	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
手方法	
12. リスクに関する事項	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。
13. 苦情処理措置・	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部
紛争解決措置	(9 時~17 時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。
	●紛争解決措置 東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03
	$-3581-0031$)、第一東京弁護士会 $(10:00\sim12:00、13:$
	00~16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30~12:00、13:
	00~17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決セ
	(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:011-231-730)の初ず解決と ンターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、
	当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00~17:00、
	電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話
	011-221-3273) までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会
	に直接お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様に
	もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁 護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛
	ひかっぱい 日本の一番 日本の一番 日本の 日本の
	決する方法(移管調停) ―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫
	業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
14. その他参考と	・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期
なる事項	間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算します。

釧路信用金庫

定期積金

	<u> </u>
1. 商品名(愛称)	・定期積金<スーパー積金>
2. 販売対象	・法人、個人
3. 契約期間	・1年以上5年以下
4. 払込	
(1)払込方法	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
(2)払込金額	・5,000 円以上
(3)払込単位	・100 円単位
5. 支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息(給付補填金)	
(1) 適用金利	・固定金利
	・契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
(2)給付補填金の	・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。
支払方法	
(3)計算方法	・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回り
	を乗じて計算。
7. 税金	・個人の給付補填金には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。(なお、
	マル優は利用できません)
	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には
	復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税
	5%)の税金がかかります。
	・法人は総合課税となります。
8. 手数料	なし
9. 付加できる特約	・個人のものは、「総合口座」の担保とすることができます。
事項	(貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに 1.0%上乗せした利率)
	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により利息相当額を
取扱い	計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
11. 金利情報の入手	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。
方法	
12. リスクに関する	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合
事項	計で元本1千万円までとその利息が保護されます。
13. 苦情処理措置・	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9
紛争解決措置	時~17 時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。
	●紛争解決措置 東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03-3581
	− 0031)、第一東京弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00
	電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~17:00 電
	話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、13:
	00~16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図るこ
	とも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若
	しくは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区
	しんきん相談所(9:00~17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。
	また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
	おお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもごり
	利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図
	ねいて、東京の弁護士芸とケレビ芸譲システム等を用いて共同で初事の解伏を図
	る万伝(現地調停)、②当該地域の弁護工芸に初事を移官し、解伏する万伝(移 管調停)―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国
	目前に) ―もめりまり。詳しくは、米尔二井護工云、日金単来務前右しくは主国 しんきん相談所にお問い合わせください。
14. その他参考と	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、また
なる事項	は約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただ
0. 0. 1. X	きます。
	・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
L	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

釧路信用金庫

消費税専用スーパー定期積金(おさめるくん)

1. 商品名	・消費税専用スーパー定期積金<おさめるくん>
2. 販売対象	・消費税を納付する法人、個人事業主
3. 契約期間	•1年、2年、3年
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 ・10,000 円以上 ・1,000 円の整数倍
5. 支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を同一名義の納税準備預金に、消費税 の支払い資金として振替入金いたします。
6. 利息(給付補填 金) (1)適用金利	・固定金利 ・契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・契約日の店頭表示利率+0.01%といたします
(2)給付補填金の 支払方法	・給付補填金は満期日に一括して支払います。
(3)計算方法	・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年 利回りを乗じて計算いたします。
7. 税金	・個人の給付補填金には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません) ※ 平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。 ※ ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	
9. 付加できる 特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により利息相 当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
11. 金利情報の 入手方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. リスクに関する事項	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象 預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。

13. 苦情処理措置・ ●苦情処理措置 紛争解決措置

本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務 部(9時~17時、電話:0154-23-9020)にお申し出くださ V10

●紛争解決措置

東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03 -3581-0031)、第一東京弁護士会 $(10:00\sim12:00、13:$ 00~16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 $(9:30\sim12:00,13:00\sim17:00$ 電話:03-3581-2249) の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、 13:00~16:00 電話:011-251-7730) の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を 希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若し くは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517 -5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、 電話 011-221-3273) までお申し出ください。また、お 客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも 可能です。

なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以 外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、 東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で 紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士 会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)―もあり ます。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しく は全国しんきん相談所にお問い合わせください。

14. その他参考と なる事項

- ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べる か、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による 遅延利息をいただきます。
- ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。
- ・掛け込みの途中で担保預金として本預金を差し入れた場合で、消費税以 外の資金として使用した場合は、積金の満期までに返済がない場合の適 用利率は、契約日の店頭表示利率といたします。ただし、消費税として 使用の場合は納税準備預金に振替後消費税に支払いしてください。

釧路信用金庫

決済用預金(普通預金無利息型)

	令和5年12月1日現在
1. 商品名	・決済用預金(普通預金無利息型)
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 5. 払戻方法	・随時預入できます ・1 円以上 ・1 円単位 ・随時払戻しできます。
6. 利息	・利息はつきません。
7. 税金	・利息がつかないので税金はかかりません。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定 に定める手数料を徴求します。(詳しくは「手数料一覧表」をご覧くださ い)
9. 付加できる特約事項	・個人のものは、「総合口座」の取扱いができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%、担保定期積金の約定利回 りに 1.0%上乗せした利率) ・マル優の対象ではありません。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自 動受取ができます。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時~17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03 - 3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:03-3581-0249)の个16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話・011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の弁護士会に向援お申し出いただくことも可能です。おお、東京の弁護士会に直接お申し出いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
11. その他参考となる事項	・預金保険制度により全額保護されます。

「決済用預金(普通預金無利息型)」・「普通預金」相互間の切替え (1)「普通預金」から「決済用預金(普通預金無利息型)」への切替え

1.ご利用いただける方	・普通預金または総合口座普通預金をご利用のお客様
2. 通帳	・既存の普通預金通帳または総合口座通帳をご使用いただきます。
	(「決済用預金(普通預金無利息型)」の文言を表示します。)
3. キャッシュカード	・既存の普通預金キャッシュカードをご使用いただきます。
4. 切替時期·変更回数	・申込受付時に切替えします。但し、同一決算期間内の「普通預金から決
	済用預金」への変更は1回のみとします。
5. 利息清算方法	・切替日に未払いの普通預金利息を清算し、預金口座に入金します。

(2)「決済用預金(普通預金無利息型)」から「普通預金」への切替え

1. ご利用いただける方	・決済用預金(普通預金無利息型)または総合口座決済用預金(普通預金無利 息型)をご利用のお客様
2. 通帳	・既存の決済用預金(普通預金無利息型)通帳または総合口座決済用預金(普通預金無利息型)通帳をご使用いただきます。
3. キャッシュカード	・既存の決済用預金(普通預金無利息型)キャッシュカードをご使用いただきます。
4. 切替時期・変更回数	・申込受付時に切替えします。但し、同一決算期間内の「決済用預金(普通預金無利息型)から普通預金」への変更は1回のみとします。

釧路信用金庫

年金受給者専用定期預金「ふれ愛」

1. 商品名	・年金受給者専用定期預金「ふれ愛」
2. ご利用いただけ	以下のいずれかの条件を満たす個人の方
る方	・当金庫で公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)をお受取りの方
	・当金庫に公的年金のお受取りを指定された方
3. 期間	・1年(元金自動継続扱い)
4. 預入	
(1)預入方法	• 一括預入
(2)預入金額	・お1人様 100 円以上 700 万円以内
(3)預入単位	・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息	
(1)適用金利	・固定金利
	・預入金額 100 万円までは、預入時のスーパー定期 [単利型] 1 年ものの
	店頭表示金利に 0.1%上乗せした金利を約定利率とし、証書に表示する
	約定利率を満期日まで適用します。
	・預入金額 600 万円までは、預入時のスーパー定期 [単利型] 1年ものの
	店頭表示金利に 0.02%上乗せした金利を約定利率とし、証書に表示する
	約定利率を満期まで適用します。
(2)利払方法	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・お利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります。
	(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息
	には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、
	地方税 5%)の税金がかかります。
8. 手数料	なし
9. 付加できる	・障害者等としてのマル優の取扱いができます。
特約事項	
10. 中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、中途解約利率表の預入期間に応じた中途解
取扱い	約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解
	約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手	- 空口 - ご四合ノゼキ」、
方法および取扱 期間	・窓口へご照会ください。
12. リスクに関す	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象
3. ダベグ (C関 9 る事項	預金保険前度の対象間品であり、1項金年のたり代荷用頂金以外の対象 預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。
O FR	18並口町 くルやエーカ目よくこでV/型心が下内皮で40より。

13. 苦情処理措置・ ●苦情処理措置 紛争解決措置

本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務 部(9時~17時、電話:0154-23-9020)にお申し出くださ

●紛争解決措置

東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03 -3581-0031)、第一東京弁護士会 $(10:00\sim12:00、13:$ 00~16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 $(9:30\sim12:00,13:00\sim17:00$ 電話:03-3581-2249) の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、 13:00~16:00 電話:011-251-7730) の紛争解決セ ンターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を 希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若し くは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517 -5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、 電話 011-221-3273) までお申し出ください。また、お 客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも 可能です。

なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以 外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、 東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で 紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士 会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)―もあり ます。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しく は全国しんきん相談所にお問い合わせください。

14. その他

- ・上乗せ金利は「ご利用いただける方」の条件を満たす方に適用されます。 当金庫口座で公的年金のお受取りを確認できない場合で、年金支給停止 等の特段の事業を確認できない場合には、満期日をもって上乗せ金利の 適用が終了となります。
- ・金利情勢の変化等により、お取扱い期間中においても上乗せ金利・商品 内容について、変更等を行う場合がございます。又、既にお預け入れい ただいている方を含め、満期経過後の自動継続時において、当初の上乗 せ金利・商品内容が変更となる場合がございます。

釧路信用金庫

当座預金

令和6年2月5日現在

1. 商品名	・当座預金
2. 販売対象	・法人および個人の方 (ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります。)
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入	
(1)預入方法	・随時預入
(2)預入金額	・1 円以上
(3)預入単位	・1 円単位
5. 払戻方法	・小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支
	払いのために呈示された場合にお支払いします。
6. 利息	
(1)適用金利	・無利息
(2)利払方法	
(3)計算方法	
7. 税金	
8. 手数料	・当座預金口座開設手数料 11,000 円 (消費税込) がかかります。
9. 付加できる	
特約事項	
10. 中途解約時の 取扱い	・未使用の手形用紙、小切手用紙は口座開設店へ返却いただきます。
11. 金利情報の	
入手方法	
12. リスクに関する事項	・預金保険制度により全額保護されます。
13. 苦情処理措置· 紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務 部(9 時~17 時、電話:0154-23-9020)にお申し出くださ い。
14. その他参考と	●紛争解決措置 東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03 -3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話:01-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。・手形用紙、小切手用紙の発行については別途当金庫が定める手数料が必
なる事項	要です。 ・公共料金等の自動支払いができます。 ・この預金は「当座勘定規定」によりお取扱いします。
	本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
<u> </u>	1,752-6 - 11-21-77 (1961)

「商品概要説明書」

釧路信用金庫

総合口座

令和5年12月1日

1. 商品名	・総合口座
2. 販売対象	・満 20 歳以上の個人の方

※ 本商品は、「普通預金」「定期預金」「定期積金」の複合商品となっております。 詳しい内容につきましては、各商品の商品概要説明書をご参照ください。

3. しくみ	・普通預金の残高が不足した場合、不足額について定期預金、定期積金を
0. 0 (0)	担保に自動借入れができます。
. 10 10 - 44 14	普通預金にご入金いただければ、自動的に返済が行われます。
4. 担保の種類	・[定期預金]:スーパー定期「単利型」「複利型」・大口定期・期日指定定
	期預金・変動金利定期預金「単利型」「複利型」
	・[定期積金]: 定期積金(スーパー積金)
5. 自動借入限度額	・担保預積金合計額(定期預金金額+定期積金残高)の90%または300万
	円のいずれか低い額です。
6. お借入利率	・お利息は、毎年3月と9月に当金庫所定の日に普通預金口座から引き
	落とされます。
	●定期預金・・・担保定期預金の約定利率+0.5%
	●定期積金・・・担保定期積金の約定利回り+1.0%
7. 手数料	なし
8. 金利情報の	・金利は備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
入手方法	
9. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9 時~17 時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話:01-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

釧路信用金庫

退職金専用定期預金「セカンドライフ」

1. 商品名	・退職金専用定期預金「セカンドライフ」
2. ご利用いただけ	以下のすべての条件を満たす個人の方
る方	・退職金を原資に新規預入される方
	・退職後1年以内の方
3. 期間	3年(自動継続)
4. 預入	
(1)預入方法	• 一括預入
(2)預入金額	・お1人様1,000万円以内(1口10万円以上500万円以内)
(3)預入単位	• 1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息	MANUEL HOCIATION OF 18
(1)適用金利	・固定金利
(1) 週 用 並 小	・預入時のスーパー定期3年もの店頭表示利率に0.1%を上乗せした金利を約定利率
	とし、証書に表示する約定利率を満期まで適用します。
	・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
(2)利払方法	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・お利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。
1.1/6.32	(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特
	別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金が
	かかります。
8. 手数料	なし
9. 付加できる	・障害者等としてのマル優の取扱いができます。
特約事項	
10. 中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率表の預入期間に応じた中途解約利
取扱い	率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息ととも
40,000	に支払います。
	預入期間 6ヶ月未満 6ヶ月以上1年未満 1年以上3年未満
	適用利率 解約日における普通預金利率 約定利率×10% 約定利率×20%
11. 金利情報の入	
手方法および	・窓口へご照会ください。
取扱期間	
12. リスクに関す	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合計で
る事項	元本1千万円までとその利息が保護されます。
13. 苦情処理措置・	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9 時~17 時、電
紛争解決措置	話:0154-23-9020)にお申し出ください。
	●紛争解決措置 東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03-3581-0031)、第
	一東京弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電話:03-3595-8588)、 第二東京台港上会(0:20-10:00-13:00~17:00-1
	第二東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~17:00 電話:03-3581-2249) の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、13:00~16:00 電
	話:011-251-7730) の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能で
	すので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは
	全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区し
	んきん相談所(9:00~17:00、電話011-221-3273)までお申し出くださ
	い。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能で
	す。
	なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様に もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁
	もこ利用いただけます。その際には、①お各様のアクセスに使利な地域の升 護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛
	争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、
	解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金
	庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

釧路信用金庫

後見制度支援預金

	17年3年12月1日先生
1. 商品名	・後見制度支援預金
2. 販売対象	・個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入	
(1)預入方法	・随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。
(2)預入金額	・1 円以上
(3)預入単位	・1 円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。
	①出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁
	判所が必要と認めた際に交付されます。
	②定期送金…自動振込等により、指定された間隔(例えば3ヶ月毎)で指
	定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途
	管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が
c 和自	認めた際に交付されます。 変動金利
6. 利息 (1)適用利率	変動金利 ・スーパー定期預金 3 ヶ月もの(3 百万円未満)の利率を適用します。
(1) 適用利率	- イーバー 定期預金3ヶ月もの (3百万円未満) の利率を適用しより。 毎日の店頭表示の利率を適用します。
	毎日の店頭表示の利率を適用します。 ただし、決済用預金は無利息とします。
 (2)利払い方法	- たたし、伏荷市頂金は無利志とします。 - 毎年3月と9月の当金庫所定の日に利払いします。ただし、口座を解約
(2)利拉(万岳	される場合は、解約時にお支払いします。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を
	365 日とする日割計算を行います。
7. 税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。
	(ただし、マル優の利用はできません)
	※令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追
	加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がか
- Net dot	かります。
8. 手数料	・管理手数料は無料とします。
	・為替手数料について定期送金は当金庫所定の契約手数料および振込手数
	料を申し受けます。
9. 付加できる	・指示書の指示内容による取り扱いのみとなります。
特約事項	
10. 中途解約時の	
取扱い	
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店舗備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. リスクに関す	・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象
る事項	預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。

13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置

●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務 部(9時~17時、電話:0154-23-9020)にお申し出くださ

●紛争解決措置

東京弁護士会(9:30~12:00、13:00~16:00 電話:03 -3581-0031)、第一東京弁護士会 $(10:00\sim12:00、13:$ 00~16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 $(9:30\sim12:00,13:00\sim17:00$ 電話:03-3581-2249) の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00~12:00、 $13:00\sim16:00$ 電話:011-251-7730) の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を 希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若し くは全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517 -5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、 電話 011-221-3273) までお申し出ください。また、お 客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも 可能です。

なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以 外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、 東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で 紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士 会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)―もあり ます。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しく は全国しんきん相談所にお問い合わせください。

14. その他参考と なる事項

- ・本商品は、成年後見人・未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、 登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱 いできません。
- ・「指示書」の交付申請は成年後見を開始した(未成年後見人を選任した) 家庭裁判所(原則として、成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所) に行ってください。
- ・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債 元利金等の自動受取、IB契約はできません。
- ・本預金は口座開設店のみお取り扱いいたします。
- 「総合口座」の取扱いはできません。
- キャッシュカードは発行しません。
- ・通帳によるATMでの利用はできません(窓口でのお取扱いに限定しま
- ・現金でのお支払いはできません(管理口座への振替となります)。